

# 令和7年度 第2回山形市国民健康保険運営協議会

日時 令和8年1月22日(木)  
午後3時00分  
場所 中央公民館 研修室3  
(アズ七日町 5階)

## 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 部長あいさつ

4 協議

(1) 国民健康保険税子ども・子育て支援金分の税率の考え方について

5 その他

6 閉 会

## 山形市国民健康保険運営協議会委員名簿

(令和8年1月22日現在)

任 期 令和7年8月10日から令和10年8月9日まで

(就任日については備考記載のとおり)

区分	所 属	氏 名 (敬称略)	備 考
被 保 険 者 代 表 委 員	市自治推進委員	すずき つねゆき 鈴木 恒行	令和5年5月26日より
	市民生委員児童委員	さかの てつや 坂野 哲哉	令和8年1月10日より
	市女性団体連絡協議会	さとう れいこ 佐藤 礼子	令和7年8月10日より
	山形農業協同組合	たけだ まさのり 武田 政則	令和4年8月10日より
保 険 医 薬 劑 師 代 表 委 員	市医師会	やまぐち よしこ 山口 佳子	令和4年8月10日より
	市医師会	はやし よしこ 林 淑子	平成25年8月10日より
	市歯科医師会	さとう はじめ 佐藤 元	令和7年8月10日より
	市薬剤師会	こさか たけし 小坂 剛	令和6年9月2日より
公 益 代 表 委 員	市議会議員	さとう あきこ 佐藤 亜希子	令和7年4月16日より
	市議会議員	たかはし きみお 高橋 公夫	令和7年4月16日より
	市議会議員	おの ひとし 小野 仁	令和7年4月16日より
	山形大学	にしおか まさき 西岡 正樹	平成29年8月10日より
被 用 者 保 険 代 表 委 員	全国健康保険協会	すずき のりあき 鈴木 憲章	令和6年10月16日より
	フィデア健康保険組合	かとう はるのぶ 加藤 晴伸	令和7年5月20日より

## 山形市国民健康保険運営協議会 事務局及び出席職員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
市民生活部	部長	山 崎 真 浩	
国民健康保険課	次長（兼）課長	西 塔 浩 人	運営協議会 幹事
〃	課長補佐	森 谷 秀 昭	〃 幹事
〃	課長補佐 （兼）国保計画係長	黒 沼 宏 樹	〃 書記
〃	課長補佐 （兼）国保資格係長	花 輪 公 雄	
〃	課長補佐 （兼）国保医療係長	佐 藤 政 利	
〃	課長補佐 （兼）保険税係長	斉 藤 直 美	
〃	国保計画係主査	長 谷 川 珠 紀	運営協議会 書記
〃	国保計画係主査	黒 田 彩	〃 書記
〃	国保計画係主任	小 林 さ く ら	〃 書記
健康増進課	課長	齋 藤 健 二	
〃	主幹（成人保健担当）	村 田 尚 子	

## 4 協議

### (1) 国民健康保険税子ども・子育て支援金分の税率の考え方について

#### 1 制度概要

子ども・子育て支援金制度とは、少子化対策の抜本的強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、全世代に医療保険の保険税と合わせて拠出いただく制度で、令和8年度に創設されます。

制度の運用開始により、少子化対策の財源として、医療保険の保険者（市町村等）が、保険税と併せて子ども・子育て支援金（以下「支援金」という。）を被保険者から徴収し、県へ納付金として納めることとなります。

被保険者から徴収する支援金の額（税率等）は、国民健康保険の財政運営主体である県が示す国民健康保険事業費納付金や市町村標準保険税率等をもとに、それぞれの保険者が条例で定めます。

令和7年度国民健康保険税

1	医療分	所得割	加入者の前年の所得に応じて計算	税率	9.42 %
		均等割	加入者数に応じて計算	一人につき	22,800 円
		平等割	一世帯にいくらと計算	一世帯につき	26,700 円
課税限度額					66万 円
2	後期高齢者支援金分	所得割	加入者の前年の所得に応じて計算	税率	2.79 %
		均等割	加入者数に応じて計算	一人につき	6,700 円
		平等割	一世帯にいくらと計算	一世帯につき	8,400 円
課税限度額					26万 円
3	介護分※	所得割	加入者の前年の所得に応じて計算	税率	2.08 %
		均等割	加入者数に応じて計算	一人につき	13,600 円
		課税限度額			

※ 介護保険2号被保険者40歳以上65歳未満の方のみ該当

令和8年度国民健康保険税（予定）

1	医療分	所得割	加入者の前年の所得に応じて計算	税率	9.42 %
		均等割	加入者数に応じて計算	一人につき	22,800 円
		平等割	一世帯にいくらと計算	一世帯につき	26,700 円
課税限度額					66万 円
2	後期高齢者支援金分	所得割	加入者の前年の所得に応じて計算	税率	2.79 %
		均等割	加入者数に応じて計算	一人につき	6,700 円
		平等割	一世帯にいくらと計算	一世帯につき	8,400 円
課税限度額					26万 円
3	介護分※	所得割	加入者の前年の所得に応じて計算	税率	2.08 %
		均等割	加入者数に応じて計算	一人につき	13,600 円
		課税限度額			

※ 介護保険2号被保険者40歳以上65歳未満の方のみ該当

この部分の負担が増える

4	子ども支援金分子育て	所得割	加入者の前年の所得に応じて計算	税率	%
		均等割	加入者数に応じて計算	一人につき	円
		平等割	一世帯にいくらと計算	一世帯につき	円
		18歳以上均等割	18歳未満均等割軽減額 ÷ 18歳以上被保険者	一人につき	円
課税限度額					円

18歳以上均等割⇒子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、「18歳未満の子どもを除いた18歳以上被保険者数」に応じて按分

#### 2 支援金制度構築における社会保険負担軽減効果および1人当たりの負担額

##### (1) 社会保険負担軽減効果等

国においては、子ども・子育て支援金制度の導入にあたり、歳出改革と賃上げによって、実質的な社会保険負担軽減効果を生じさせ、その範囲内で令和8年度から段階的に令和10年度にかけ支援金制度を構築することとしています。令和5年度から令和8年度までの軽減効果額は約0.6兆円と試算しております。（別紙1 R7.12.26 こども家庭庁 第2回子ども・子育て支援金制度管理部会資料より抜粋）

## (2) 1人当たりの負担額

加入している医療保険ごとの1人当たりの支援金額については、下記のとおり試算となり、国民健康保険の被保険者については、令和8年度は250円と見込まれております。



### 子ども・子育て支援金に関する試算（医療保険加入者一人当たり平均月額）

(月額、支援金額は50円丸め、保険料額は100円丸め)

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	<b>250円</b>	<b>350円</b>	<b>450円</b>	9,500円	4.7%
被用者保険	<b>300円</b> (参考) 被保険者一人当たり 450円	<b>400円</b> (参考) 被保険者一人当たり 600円	<b>500円</b> (参考) 被保険者一人当たり 800円	<b>10,800円</b> (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	<b>250円</b> (参考) 被保険者一人当たり 400円	<b>350円</b> (参考) 被保険者一人当たり 550円	<b>450円</b> (参考) 被保険者一人当たり 700円	<b>10,200円</b> (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	<b>300円</b> (参考) 被保険者一人当たり 500円	<b>400円</b> (参考) 被保険者一人当たり 700円	<b>500円</b> (参考) 被保険者一人当たり 850円	<b>11,300円</b> (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	<b>350円</b> (参考) 被保険者一人当たり 550円	<b>450円</b> (参考) 被保険者一人当たり 750円	<b>600円</b> (参考) 被保険者一人当たり 950円	<b>11,800円</b> (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
<b>国民健康保険 (市町村国保)</b>	<b>250円</b> (参考) 一世帯当たり 350円	<b>300円</b> (参考) 一世帯当たり 450円	<b>400円</b> (参考) 一世帯当たり 600円	<b>7,400円</b> (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	<b>200円</b>	<b>250円</b>	<b>350円</b>	6,300円	5.3%

・令和8年度から令和10年度まで段階的に増額し、以降の増額は現時点では予定されていません。

## 3 子ども・子育て支援金分の税率設定について

(1) 県が示す令和8年度納付金(令和8年度国係数(仮係数)に基づいた11/21時点の仮算定)

- ・子ども・子育て支援金納付分として113,982千円が示されています。
- ・現時点で納付金総額は今年度より113,388千円減額と示されていますが、2の(1)で説明しました厚生労働省資料のとおり、診療報酬の改定の影響等が反映されていないため、確定値では減額幅は小さくなると想定されます。

### 令和8年度国民健康保険事業費納付金

(千円)

予算科目	款項目	令和7年度 確定額(A)	令和8年度 仮算定額(B)	前年度比増減額 (B-A)
医療給付費分 一般	3-1-1	3,533,229	3,293,406	△ 239,823
後期高齢者支援金分 一般	3-2-1	1,314,097	1,328,381	14,283
介護納付金分	3-3-1	396,138	394,307	△ 1,831
新規 子ども・子育て支援納付金分	3-4-1		113,982	113,982
合計		5,243,464	5,130,076	△ 113,388

↑ 令和7年11月26日に判明

(2) 市町村ごとの標準保険税率 (11/21 時点の仮算定)

・子ども・子育て支援金分

市町村標準保険税率 (市町村算定方式) (山形市分)

所得割率	0.27 %	 端数処理後	所得割率	0.27 %
均等割額	1,169 円		均等割額	1,100 円
平等割額	752 円		平等割額	800 円
※18 歳以上均等割額	76 円		※18 歳以上均等割額	100 円
均等割 + 平等割 + 18 歳以上均等割	1,997 円		均等割 + 平等割 + 18 歳以上均等割	2,000 円

※18 歳以上均等割額

子どもがいる世帯の拠出額が増えないよう、支援納付金の算定に当たっては、「18 歳未満の子どもを除いた 18 歳以上被保険者数」に応じて按分する。

※標準保険税率 市の保険税の標準的な水準を県が算定し公表するもの。

(3) 子ども・子育て支援金分の税率設定案

・子ども・子育て支援金分については、県が示す標準保険税率 (内示の税率で端数処理後) とします。

なお、不足が見込まれる場合は基金から補填する形で対応します。

標準保険税率とする理由

- ・支援金は、令和 8 年度から令和 10 年度まで段階的に被保険者の負担を増やすこととされており、毎年税率を改正する必要があるため
- ・県単位での保険税水準の統一に向けたロードマップが示されており、独自の税率とした場合、統一税率への調整が必要となるため
- ・子ども・子育て支援金の創設にあわせ、従来の医療分の税率を下げる予定の市もありますが、山形市としては、国の医療制度見直しや診療報酬の改定など、流動的な部分が多いため従来部分については据え置きとします。

参考 負担額見込み

例1 5割軽減の2人の高齢者世帯（年収300万円）

5割軽減	公的年金		所得割 算定基礎額
	収入	所得	
世帯主 66歳	2,000,000	900,000	470,000
妻 66歳	1,000,000	0	0

  

世帯主 66歳		医療	後期	介護 40~64歳	子ども 18歳以上
	所得割	44,274	13,113		1,269
	均等割	11,400	3,350		550
	平等割	13,350	4,200		400
	18歳以上均等割				50
計1	69,024	20,663	0	2,269	

  

妻 66歳		医療	後期	介護 40~64歳	子ども 18歳以上
	所得割	0	0		0
	均等割	11,400	3,350		550
	平等割	0	0		0
	18歳以上均等割				50
計2	11,400	3,350	0	600	

  

合計	80,400	24,000	0	2,800
医療+後期+介護	104,400			
医療+後期+介護+子ども	107,200			

例2 4人の子育て世帯（年収400万）

軽減なし	営業		所得割 算定基礎額
	収入	所得	
世帯主 41歳	4,000,000	2,760,000	2,330,000
妻 41歳	0	0	0
子 10歳	0	0	0
子 5歳	0	0	0

  

世帯主 41歳		医療	後期	介護 40~64歳	子ども 18歳以上
	所得割	219,486	65,007	48,464	6,291
	均等割	22,800	6,700	13,600	1,100
	平等割	26,700	8,400		800
	18歳以上均等割				100
計1	268,986	80,107	62,064	8,291	

  

妻 41歳		医療	後期	介護 40~64歳	子ども 18歳以上
	所得割	0	0	0	0
	均等割	22,800	6,700	13,600	1,100
	平等割	0	0		0
	18歳以上均等割				100
計2	22,800	6,700	13,600	1,200	

  

子 10歳		医療	後期	介護 40~64歳	子ども 18歳以上
	所得割	0	0		0
	均等割	22,800	6,700		0
	平等割	0	0		0
	18歳以上均等割				0
計3	22,800	6,700	0	0	

  

子 5歳 未就学児		医療	後期	介護	子ども
	所得割	0	0		0
	均等割	11,400	3,350		0
	平等割	0	0		0
	18歳以上均等割				0
計3	11,400	3,350	0	0	

  

合計	325,900	96,800	75,600	9,400
医療+後期+介護	498,300			
医療+後期+介護+子ども	507,700			

例3 7割軽減の一人世帯（年収108万）

7割軽減	給与		所得割 算定基礎額
	収入	所得	
世帯主 20歳	1,080,000	430,000	0

  

世帯主 20歳		医療	後期	介護 40~64歳	子ども 18歳以上
	所得割	0	0		0
	均等割	6,840	2,010		330
	平等割	8,010	2,520		240
	18歳以上均等割				30
計1	14,850	4,530	0	600	

  

合計	14,800	4,500	0	600
医療+後期+介護	19,300			
医療+後期+介護+子ども	19,900			

※山形市の国民健康保険被保険者全体での試算結果でも、月額平均 250 円となる見込です。

## 「こども未来戦略」における社会保険負担の軽減に向けた取組

厚生労働省  
公表資料

## 「こども未来戦略」(抄) (2023年12月22日閣議決定)

歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、2026年度から段階的に2028年度にかけて支援金制度を構築することとし、2028年度に1.0兆円程度の確保を図る。

## 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(抄) (2024年法律第47号)

附則第47条 政府は、この法律の施行にあわせて、…「こども未来戦略」…に基づき、社会保障負担率…の上昇の抑制に向けて、全世代型社会保障制度改革…の徹底を図るものとし、子ども・子育て支援納付金…の導入に当たっては、次項各号に掲げる各年度において、子ども・子育て支援納付金…を徴収することにより当該年度の社会保障負担率の上昇に与える影響の程度が、令和5年度から当該各年度まで全世代型社会保障制度改革等…及び労働者の報酬の水準の上昇に向けた取組を実施することにより社会保障負担率の低下に与える影響の程度を超えないものとする。

## ◆2026年度の社会保険負担軽減効果

	負担軽減効果	控除分
薬価等改定	▲0.21兆円	
診療報酬改定	+0.14兆円	(+0.46兆円)
介護報酬改定		(+0.13兆円)
高額療養費の見直し	▲0.07兆円	
食品類似医薬品の薬剤給付適正化	▲0.01兆円	
長期収載品の選定療養拡大	▲0.01兆円	
<b>2026年度 合計</b>	<b>▲0.17兆円</b>	<b>(+0.59兆円)</b>

## ◎大臣折衝事項(令和7年12月24日)(抄)

雇用者報酬の増加によって生じる社会保険負担軽減効果も踏まえ、2026年度においては、令和8年度診療報酬改定、介護報酬改定のうち、

- ① 医療介護の現場従事者の賃上げに充当される措置であって、政府経済見通し等に照らして合理的に見込まれる一人当たり賃金の増加率を踏まえて措置されるもの、及び、
- ② 医療現場の今後の物価上昇への対応に係る措置であって、政府経済見通し等に照らして合理的に見込まれる消費者物価指数の増加率を踏まえて措置されるものによって生じる追加的な社会保険負担については、追加的な社会保険負担額から控除する。

社会保障に係る国民負担率を社会保険料率でみた場合 =  $\frac{\text{社会保険負担（医療介護の賃上げ・物価対応による増上）}}{\text{雇用者報酬（雇用者全体の賃上げによる増上）}}$

**2023～2026年度で ▲0.60兆円程度**  
(2028年度1.0兆円程度まで2年間で残り▲0.4兆円程度を積み上げる必要)

(参考) 2023年度、2024年度、2025年度の社会保険負担軽減効果

	負担軽減効果	控除分		負担軽減効果	控除分		負担軽減効果	控除分
薬価改定	▲0.15兆円		薬価等改定/薬価制度見直し	▲0.26兆円		薬価改定	▲0.12兆円	
前期財政調整における報酬調整		(+0.09兆円)	診療報酬改定	+0.05兆円	(+0.15兆円) <sup>※</sup>	2025年度 合計	▲0.11兆円	—
後期高齢者の保険料負担の見直し			介護報酬改定	+0.04兆円	(+0.06兆円) <sup>※</sup>			
2023年度 合計	▲0.15兆円	(+0.09兆円)	介護の1号保険料見直し		(+0.04兆円)			
			2024年度 合計	▲0.17兆円	(+0.25兆円)			

※医療従事者・介護従事者に対する処遇改善のための加算措置分